

参加表明書に関する質疑書の回答

令和4年10月19日

業 務 番 号		
業 務 名	京都府立丹後郷土資料館再整備基本・実施設計等業務	
業 務 場 所	京都府宮津市宇国分小字天王山 地内 他	
質 問 事 項		回 答
[事 項]	[事項の説明]	
募集要領 2 業務概要(4) 委託上限額	施工費用想定がございましたら建築施工費、展示施工費の別でお教えください。	基本設計時に検討します。
募集要領 3 参加資格(9) 等 雇用関係	募集要領 3 参加資格 (9)に記載のある事項を証明する証明資料(健康保険証・資格者等)の添付の必要はございませんでしょうか。 また、評価基準等の1担当チームの能力(2)ウ雇用形態を証明する健康保険証等も不要でしょうか。	直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類については、以下のいずれかの書類の提出を求めます。 ・健康保険被保険者証 ・住民税特別徴収税額(変更)通知書 ・雇用保険者証 また、担当チームの雇用関係についても、同様です。
様式3-2 業務実績 雇用関係	管理技術者、意匠担当主任技術者、展示担当主任技術者の雇用形態について、雇用を証明する書類の提出は必要でしょうか。	管理技術者及び意匠担当主任技術者については、以下のいずれかの書類の提出を求めます。 ・健康保険被保険者証 ・住民税特別徴収税額(変更)通知書 ・雇用保険者証 展示担当主任技術者については、不要です。
募集要領 8 留意事項(3)エ	「本業務及び本業務に直接関係する他の設計業務等の受託者及びその関連企業は、今後発注する予定の京都府立丹後郷土資料館改修工事の受注者となることはできない。」とありますが、本業務の協力事務所は、改修工事の受注者となることは可能でしょうか。	協力事務所が関連企業(会社法(平成17年法律)第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は、一方の会社の役員が他方の会社役員をかねている者)に該当しない場合は可能です。

募集要領 8 留意事項(3)エ	設計業務委託者の下請け業者についても、当然規定の通り、工事には参画できないとの理解でよろしいでしょうか。	協力事務所が関連企業（会社法（平成 17 年法律）第 2 条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は、一方の会社の役員が他方の会社役員をかねている者）に該当する場合は、参画できません。
同上	本業務に際し、展示分野を担当する構成員と J V とした場合、展示設計等担当社も同様に工事の受注者となれないということでしょうか。	そのとおりです。
設計概要 6 参考 建築設計・展示設計業務区分（案）	△は補助的業務とありますが、展示設計を含め本業務に含まれると考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。 業務区分（案）は、本業務内における役割分担の参考として示したものです。
設計概要	本館北側別棟／探求ラボの機能や使用イメージをお教えてください。	博物館資料等を活用した自発的な学びの場を提供するスペースを想定していますが、必要な機能や各施設内での配置等については基本設計時に検討します。
同上	本館、本館北側別棟、別館、別業務の新築収蔵設備それぞれの収蔵庫の使い分け想定があればお教えてください。	本館、本館北側別棟、別館の各収蔵庫については、基本設計時に検討を行います。 別業務の新築収蔵設備では、主として研究対象資料となる民俗資料や考古資料の収蔵を想定しています。
同上	本館の建築断面図（各階天井高がわかる図面）を提供していただくことは可能でしょうか。	資料を追加掲載しました。
（資料 1）丹後資料館の概要	本館平面図画像で寸法数字が小さく読み取れないため、拡大図面などの別途提供は可能でしょうか。	「資料 2 耐震診断結果概要版 抜粋（本館棟・新館棟（増築棟））（PDF）」を参照してください。
参加表明書	参加表明書の提出部数が 10 部（正 1 部、写し 9 部）とありますが、正・写しで表記や紙質等を変えるなど、体裁の指定はありますか。	ありません。
同上	設計共同企業体の場合、参加表明の押印は代表企業のみでよろしかったでしょうか。	よろしいです。

業務実績の要件	業務実績に記載する業務の要件として「平成19年度以降に完工の…」とありますが、「平成19年度以降に業務完了」と考えればよろしいでしょうか。	平成19年度以降に完工とあるのは、工事の完成をもって実績と評価します。
同上	実績は平成19年4月以降に完成とございますが、完成とは開館という認識でよろしいでしょうか。	同上
同上	平成19年度以降に完工…との記載がございましたが、設計業務が完了し工事未完了の実績を記載してよろしいでしょうか。その場合は様式3-3の業務実績資料にパースを添付することでよろしいでしょうか。	同上
業務実績の事例	空調改修や防災設備改修という契約件名にて業務内容に意匠の改修設計が含まれている物件も業務実績としてお認め頂けますでしょうか。	契約件名にかかわらず、意匠の改修設計が主要な業務内容であるかで判断します。なお、業務実績が判断できない場合は、追加の資料を求めることがあります。
業務実績の証明資料	記載した業務実績について実績を証明する契約書等の添付は不要と考えてよろしいでしょうか。また、写真を添付する業務実績資料ですが、重複する業務は省略してよろしいでしょうか。	いずれも、よろしいです。なお、業務実績が判断できない場合は、追加の資料を求めることがあります。
業務実績の証明資料及び技術者の資格証の写し等	業務実績を証明する書類は必要でしょうか。また技術者の資格証の写し等の添付は必要でしょうか。	いずれも、不要です。なお、業務実績が判断できない場合は、追加の資料を求めることがあります。
構造及び設備の雇用形態	構造担当主任技術者、電気設備主任技術者、機械設備担当主任技術者が協力事務所の場合、雇用形態の表記は「直接的な雇用関係にない」を選択すると考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。

管理技術者と各主任技術者の業務実績資料	複数の技術者に対し、同一の実績を記載する場合は、実績ごと1枚にまとめて作成してもよろしいでしょうか。もしくは技術者ごとに1枚ずつ必要となりますでしょうか。	実績ごと1枚にまとめて作成してよろしいです。業務1件につき1枚作成してください。
同上	業務実績が「様式3-1事務所の業務実績資料」と同じものについても添付が必要でしょうか。	業務実績が「様式3-1事務所の業務実績資料」と同じであることが明記されていれば、添付は不要です。
「参加表明書及び技術提案書作成要領3(3)様式4 設計業務の実施方針(コンセプト提案)	「ア 様式に記載する「設計事務所名」欄について、写しの一部は空欄として下さい。」との記載がありますが、写し8部は「設計事務所名」を記載し、正1部、及び写し1部は「設計事務所名」は空欄で宜しいということでしょうか。	「写しの <u>一部</u> 」は、「写しの <u>4部</u> 」に修正します。 正1部、及び写し9部の内5部は「設計事務所名」を記載し、4部は、「設計事務所名」を空欄にしてください。
同上	「「設計事務所名」欄についての写しの一部は空欄…」とありますが、写し9部の内、1部は空欄で8部は設計事務所名ありでよろしかったでしょうか。 また、設計事務所名を空欄にする分については、協力会社名も同様に空欄でしょうか。	同上 設計事務所名を空欄にする分(写し4部)は、協力事務所名も記載しないでください。
参加資格確認書類	参加表明に係る提出書類内に「京都府税の滞納がないことの証明」が含まれておりますが、京都府税の納税義務がない場合は不要との認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
同上	令和4年度京都府測量等業務指名競争入札参加資格を有していますが、登録証明書、法人登記簿謄本、法人定款、営業所一覧表、消費税及び地方消費税の納税証明書の提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。

参考様式2 設計共同企業体協定書	設計共同企業体協定書の第8条に（構成員の出資の割合）を採用し、担当分野及び出資比率を記載した場合は、参考様式2-1の第8条に基づく協定書は提出不要と考えてよろしいでしょうか。	（構成員の出資の割合）を採用した場合は、出資比率を記載してください。なお、この場合は、参考様式2-1の第8条に基づく協定書は提出不要です。
評価基準	参加表明書に関する評価点は、技術提案書の提出を求める者の選定に関するもので、技術提案書の評価時においては参加表明に関する評価点は含まれないものと考えてよろしいでしょうか。	参加表明書（25点）、技術提案書（75点）について、評価基準に基づき、外部有識者の意見（採点等）を聴取したうえで評価します。選定には、参加表明書も含まれます。
同上	技術者の業務実績は種別①×面積②と記載されていますが、事務所の業務実績は、種別①+面積②との理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。
同上	業務実績における平成19年度以降の「主要業務（歴史系博物館）」、「同種業務（歴史系以外美術館等含む博物館）」および「類似業務（博物館以外の公共施設）」の区分がありますが、これら以外の民間発注におきまして、私立学校等の民間発注実績の加点評価はどうなりますでしょうか。	「博物館」については、民間発注実績を対象に含みますが、「公共施設」については、私立学校等の民間発注実績は対象となりません。
その他	過年度の基本計画策定支援業務（H28年度）の内容も踏まえた提案を検討したいと思いますが、内容を提供していただく事は可能でしょうか。	提供しますので、必要な場合は、募集要領4参加手続(1)担当部署及び問い合わせ先へご連絡ください。